

# ビジネス人材育成特区

都道府県名：

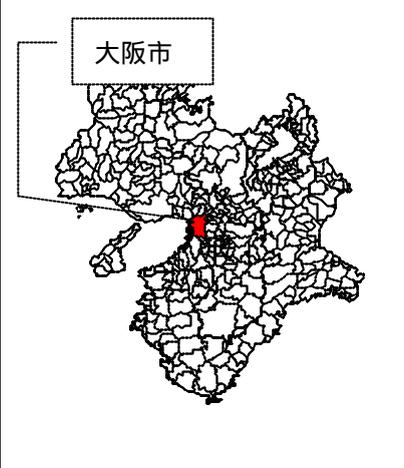
大阪府

申請主体名：

大阪市

区域の範囲：

大阪市の全域



特区の概要：

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ人材を体系的に育成し、大阪市の産業育成を図る。併せて、校地・校舎の自己所有要件を緩和し、円滑な事業推進を支援する。

また、専ら夜間開講する大学院へ留学生を受け入れることによって、交流機能の充実を図り、新しいビジネスを担う人材育成機能を強化する。

適用される規制の特例措置：

- ・夜間大学院における留学生の受入
- ・学校設置会社による学校設置
- ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置

